

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。



旧優生保護法一時金請求・相談件数

平成31年4月24日(水)～令和元年5月6日(月)分

都道府県	請求受付件数	相談件数
北海道	5	17
青森県	0	2
岩手県	0	3
宮城県	2	17
秋田県	1	3
山形県	0	1
福島県	0	2
茨城県	1	14
栃木県	0	0
群馬県	0	3
埼玉県	0	4
千葉県	0	1
東京都	0	12
神奈川県	0	6
新潟県	0	4
富山県	0	0
石川県	1	4
福井県	0	1
山梨県	0	2
長野県	0	3
岐阜県	0	1
静岡県	0	3
愛知県	0	4
三重県	0	1
滋賀県	0	2
京都府	0	4
大阪府	0	3
兵庫県	0	1
奈良県	0	0
和歌山県	0	1
鳥取県	0	1
島根県	0	3
岡山県	0	13
広島県	0	2
山口県	0	4
徳島県	0	5
香川県	0	2
愛媛県	0	2
高知県	0	0
福岡県	1	5
佐賀県	0	1
長崎県	0	3
熊本県	0	6
大分県	0	7
宮崎県	0	5
鹿児島県	1	5
沖縄県	0	1
計	12	184

	相談件数
厚生労働省	9

旧厚生保護法一時金支給請求書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、旧厚生保護法に基づき厚生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金の支給を請求します。

年 月 日 請求者氏名 印

1. 請求者の情報

ふりがな	性別	生年月日
請求者氏名	男・女	(西暦・西暦) 年 月 日
請求者住所	部・道 府・県	(電話番号) () ()

2. 問い合わせの際に希望する連絡先 ※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外へ連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな	請求者との関係	
氏名		
住所	部・道 府・県	(電話番号) () ()

3. 振込みを希望する金融口座 ※認定がされた場合、下記の口座に一時金が支払われます。通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。 ※請求者本人以外の者を口座名義人とする場合は、委任状を添付してください。

名称	銀行・信用金庫	預金種目	金融機関コード
	その他 ()	普通・当座・貯蓄	
フリガナ	本店	支店	支店コード
	支店	出張所	口座番号
口座名義	※フリガナは、漢字・半角漢字で文字として記載ください。		

4. 厚生手術等を受けた当時の氏名

手術等を受けた当時の氏名と現在のお名前が同じですか。

同じ

違う (当時の氏名)

(次ページにお進みください)

5. 厚生手術等を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。 □ (チェック欄) がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) 厚生手術等を受けた時期・場所

- ① 手術等を受けたのはいつか分かりますか。
 - わかる (昭和・平成) 年 月 日 (調)
 - わからない (おおよその時期もしくは年齢)
- ② 手術等を受けた医療機関は分かりますか。
 - わかる (名称) (所在地)
 - わからない (おおよその場所など記憶していることがあれば記載してください。)

(2) 手術等を受けた当時の状況

- ① 手術等を受けた当時、どこで暮らしていましたか。
 - 自宅にいた (自宅の所在地)
 - 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた → (施設名) (所在地)

(3) 厚生手術等を受けた理由・経緯

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。厚生手術等を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

6. 個人情報の取扱い

- (1) 本請求書に記載されている情報は、あなたが受けた厚生手術等に関する記録等を確認するため、「ら、厚生手術等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供される場合があります。
 - 上記について説明を受けました。
- (2) 旧厚生保護法一時金支給法においては、国(国会)は、旧厚生保護法に基づき厚生手術等に関する調査を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認されたあなたの記録の内容について、調査のために提供依頼があった際には、住所や氏名を特定されない形で提供される場合があります。
 - 上記について同意します。 上記について同意しません。

(以上)

わたしたちができること

厚生労働省



～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～

- 医師から見るハンセン病
- 患者から学ぶハンセン病
- ハンセン病に關する主な出来事
- ハンセン病患者・元患者の人間関係
- わたしたちができること

子ども

歴史から学ぶハンセン病とは？



ハンセン病療養所に暮らしている元患者さんたちは、療養所の星の外の社会にいる「健康者」のことを「健康さん」と呼んでいます。つまり、健康さんとは皆ご自身身なのです。ハンセン病の患者さんとは今日まで、想像を絶する偏見と差別にあいました。私(社健さん)は、患者さんや元患者さんたちに対する偏見や差別をなくすために、一生懸命勉強しました。私が、ハンセン病の歴史について、皆さんの疑問に答えます。

健康者=健康的な一般人、ここではハンセン病患者・元患者以外のすべての人のこと

Q2

A

治る病気なのになぜ差別は続いたのですか？

隔離政策などにより、人々の間に「怖い病気」として定着してしまっただからです。

こうした政府の対応に対し、ハンセン病研究者の小笠原医師は、ハンセン病は不治の病ではないという考えから、強制隔離や入所者が結婚する条件として行われていた「優生手術(避妊手術)」などに反対をしましたが、当時の学会などで彼の主張は認められませんでした。戦後になっても状況は変わらず、1948年(昭和23年)に成立した「優生保護法」では、その対象としてハンセン病が明文化されました。その一方で、入所者たちも、自分たちは犯罪者ではなく病人であり、もうすぐ治るはずだ、このような状況は改善されるべきだと考えていました。そして1951年(昭和26年)、全国国立らい療養所患者協議会(全患協)をつくり、法の改正を政府に要求していききますが、1953年(昭和28年)、患者たちの猛反対を押し切って「らい予防法」が成立しました。この法律の存在が世間のハンセン病に対する偏見や差別をより一層助長したといわれ、患者はもとよりその家族も結婚や就職をこぼまれるなど、偏見や差別は一向になくなりませんでした。また、ハンセン病であることを隠して療養所の外で暮らしていた方々も、差別を恐れ、また、適切な医療を受けられないなど大変な苦勞をしました。

1996年(平成8年)になってようやく「らい予防法」は廃止されましたが、入所者は、既にみな高齢(平均年齢76.0歳(平成15年5月))となっており、後遺症による重い身体障害を持っている人もいます。また、未だに社会における偏見・差別が残っていることなどもあって、療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所することができないという人もいます。

優生保護法=優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する等を目的とした。

ハンセン病患者の本人の同意を得ての、優生手術、人工妊娠中絶を認めた



Q1

A

日本のハンセン病の歴史は？

古くは「日本書紀」や「今昔物語集」にも「らい」の記述があるといわれています。

この病気がかかった者は、仕事ができなくなり、商家の奥座敷や、農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠れて暮らしたのです。ある者は家族への迷惑を心配し、放浪の旅に出る、いわゆる「放浪癩」と呼ばれる人がたぐさくさいました。

明治になり、諸外国から文明国として患者を放置しているとの非難をあびると、政府は1907年(明治40年)、「癩予防に關する件」という法律を制定し、「放浪癩」を療養所に入所させ、一般社会から隔離してまいりました。この法律は患者救済も図ろうとするものでしたが、これによりハンセン病は伝染力が強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしたといわれています。

1929年(昭和4年)には、各県が競ってハンセン病患者を見つけたし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められました。さらに、1931年(昭和6年)には従来の法律を改正して「癩予防法」を成立させ、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、在宅の患者も療養所へ強制的に入所させるようにしました。こうして全国に国立療養所を配置し、全ての患者を入所させる体制が作られました。

わたしたちができること

～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～

厚生労働省



医学から見る
ハンセン病

歴史から学ぶ
ハンセン病

ハンセン病に
関する王女出来事

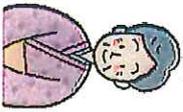
ハンセン病患者・
元患者の人権回復

わたしたちに
できること

まどろく

ハンセン病患者・元患者の人権回復

私は、ハンセン病患者所に暮らしている元患者の家族の一人です。元患者の立場から、私や仲間たちの声をお伝えします。



「もう母に一生会えない…」

元患者の一人（16歳で療養所に入所）はこういいました

幼い時に発病した私を、母は学校にも行かせず、家の外にも出さず、大切に育ててくれました。しかし、戦争が近づくと、患者は根こそぎ収容されるのが伝えられました。家に隣み込んできた保健所の人は、母の訴えには耳を貸さず、容赦なく私を連れて行きました。

私が発病すると、私たち一家は村八分（仲間はずれ）になりました。親しかった隣人たちも寄りつかなくなりました。幼い妹はほかの子に遊んでもらえず、弟もいじめにあい、婚姻していた姉は嫉妬（結婚の取り消し）になり家を飛び出しました。私は家族への迫害（苦しみ留まされること）を断ち切るために療養所へ行くことを決心したのです。

＜ある元患者さんの話より＞

「人間として堂々と…」

元患者の一人・千葉龍夫さん（12歳で療養所に入所）はこういいました

「私はただ病気になるただけで、何も悪いことはしていません。悪いのは国だったのです。でも差別偏見を改めてくれといいたくない。私の本人が姿を見せないのでは、社会は理解してくれないと思うのです。私のような後遺症の強いものがと、まわりにはあきれられている人もいます。残りの人生なんてもうカアみたいなものかもしれないけれど、おぶくると少くとも人間として堂々と歩いていきたいのです。」

＜千葉龍夫さんの話より＞

わたしたちができること

～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～

厚生労働省



医学から見る
ハンセン病

歴史から学ぶ
ハンセン病

ハンセン病に
関する王女出来事

ハンセン病患者・
元患者の人権回復

わたしたちに
できること

ホーム＞ 報道・広報＞ 報道発表資料＞ 報道発表資料 2003年1月＞ 中学生向けパンフレット「わたしたちができること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」
わたしたちができること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～

わたしたちができること



親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。

実名を名乗ることができない。

結婚しても子供を産むことが許されない。

一生療養所から出て暮らすことができない。

死んでも放擲の墓に埋葬してもらえない。

こうした生活を
ハンセン病患者さんは長い間
強いられました。
あなたは想像できますか？

皆さんと同じ人間なのに、こんな普通のことができない人たちがいます。'ハンセン病という病気の人たちです。国の政策によって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで誤って伝えられてきた病名、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。中学生の私たちにできること—それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。このホームページをハンセン病を正しく知るきっかけとし、学校や家庭でも話し合い、さらに理解を深めてください。

多様な生活環境入所者のことほより

本心に悔いのは、らい菌なんかじゃないんですよ。
むしろ悔いのは、ハンセン病患者の苦悩をまともに見つめてくれない、
健康たちの目ではないか。私はそう思っています。
我々の苦しみから目をそらして、これを見ようとしなさい、
健康社会の目こそ悔いのです。

高松宮記念ハンセン病資料館

東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909

URL: <http://www.hansen-dis.jp/>



香料による新しい健康被害も

— 化学物質過敏症 —

企画：
日本医師会

No. 508

指導：渡辺一彦小児科医院 院長 渡辺 一彦

体調不良の原因は“香り”？

最近、香料付きの柔軟剤、石けん・洗剤、消臭除菌スプレー、化粧品、制汗剤、文房具などが広く出回っています。その香りは家庭内だけではなく、学校、職場、店舗などの施設、公共の建物、交通機関、そして時には公園や道路にまで漂っていることがあります。

世の中にはそうした香りを心地よいと感じる人ばかりではなく、不快を感じる人もいます。さらに一部にはそれらの香りによって頭痛やめまい、吐き気、咳き込み、皮膚のかゆみ、眼・鼻・喉のヒリヒリ感、全身倦怠感、集中力低下などが生じる人もいます。

化学物質過敏症の一種

これらの症状は香料による化学物質過敏症(CS)かもしれません。香料が含まれる製品は刺激が強くなったり、効果が長持ちするようになっています。香料による新たな「公害」であり、まさに「香害」です*。

いったん香料による不調を感じると、次から次へと身の回りの物質に反応し、生活が不自由になることや、健康被害が広がり重症化することもあります。発症には個人差があるため、CS患者は周囲には「大げさ」「神経質」と受け取られることもあります。

また香料を使った製品は、育児、保育の現場でも使用されており、不調を訴えることのできない乳幼児に将来どんな影響があるのかも心配です。

*CSは香り以外の物質によることもあり、「無香料」と記されているものも安全とは限りません。



香料製品との相性を知ろう

残念ながら、現在のところCSを治す薬はなく、換気や空気清浄機、活性炭入りのマスクを使っても効果は限定的です。治療としては、誘因となる物質を回避し、良好な環境で生活を続けるしかありません。

まずは使用している香料製品が、あなたに、また周囲の人に健康被害を起こす可能性があることを認知してください。